

## 2. 原爆被爆者の腫瘍登録情報の提供に関する協定書

長崎市医師会（以下「甲」という。）、長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター（以下「乙」という。）及び財団法人放射線影響研究所（以下「丙」という。）は、次により原爆被爆者の腫瘍登録情報に関する協定を締結するものとする。

（目 的）

第1条 本協定は、甲が丙との協力によって登録し、保有する腫瘍登録患者に係る情報（以下「腫瘍登録情報」という。）を乙に提供することにより、乙による原爆被爆者の腫瘍発生状況の把握、放射線発癌の実態解明及びガン予防計画の発展に寄与し、ひいては原爆被爆者の健康増進及び医療対策に貢献することを目的とする。

（腫瘍登録情報の提供）

第2条

1. 丙は甲の腫瘍登録活動のうち、日常の資料収集、ファイルの保管、コード化、製表、解析および放影研調査集団との照合を担当する。
2. 甲は、甲が保有する腫瘍登録情報のうち、乙の原爆被爆者調査対象集団（以下「調査対象集団」という。）に該当する腫瘍登録患者の個人識別番号を、丙を通じて乙に提供するものとする。
3. 乙は、前項により提供された個人識別番号を乙が保有する原爆被爆者基本情報記録に転記するとともに、転記された個人識別番号とそれに対応する原爆被爆者基本情報番号を丙に通報するものとする。
4. 乙は、乙の調査対象集団に該当しない腫瘍登録患者の個人識別番号を転記し、保有することができないものとする。
5. 腫瘍登録情報の具体的な提供方法（技術的問題）は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（腫瘍登録情報の保護・保管）

第3条 腫瘍登録情報の保護を図るため、甲、乙及び丙は、腫瘍登録情報の取扱いにおける守秘義務を有するとともに、腫瘍登録情報を学術目的以外の用に供してはならないものとする。また、甲、乙及び丙は、善良な管理者としての注意義務をもって情報を保管するものとする。

（経費の負担）

第4条 腫瘍登録情報の提供に必要な経費は、原則として乙が負担するものとする。

（協定の期間）

第5条 協定の期間は、平成元年4月1日から平成3年3月31日までとする。

（更 新）

第6条

1. 本協定は、甲、乙及び丙の合意によって更新することができる。

2. 前項の合意は、協定の期間が満了する日の60日前までに行うものとする。

(協 議)

第7条 本協定に定めのない事項について必要があるとき又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定める。

上記の協定締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名捺印の上各1通を保管する。

平成元年6月1日

甲 長崎市医師会  
会 長 寺 崎 昌 幸

乙 長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター  
センター長 奥 村 寛

丙 財団法人放射線影響研究所  
理 事 長 重 松 逸 造

## 原爆被爆者の腫瘍登録情報の提供方法（技術的問題） に関する申し合わせ

長崎市医師会（以下「甲」という。）、長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター（以下「乙」という。）および財団法人放射線影響研究所（以下「丙」という。）は、別紙の通り原爆被爆者腫瘍登録情報の提供に関する協定を締結した。

この協定書の条文の中、第2条5項の腫瘍登録情報の提供について、甲、乙および丙の3者は、次の申し合わせを行った。

1. 丙は毎年一定の時期に、腫瘍登録患者の氏名、性、生年月日、住所、個人識別番号を入力した磁気テープを、乙へ提供する。
2. 乙は、この磁気テープを用いて、乙が所有する原爆被爆者基本情報との同定を行い、一致した者については、この磁気テープの所定欄に、標識符合と被爆者基本情報番号を入力して、これを丙へ返却する。
3. 丙は標識符合により、被爆者の個人識別番号と腫瘍登録番号のリストを作成し、乙へ提供する。
4. 本申し合わせは関係三者の合意によって更新することができる。
5. 本申し合わせの有効期間は、「原爆被爆者の腫瘍登録情報の提供に関する協定書」に準拠するものとする。

平成元年6月1日

甲 長崎市医師会  
会 長 寺 崎 昌 幸

乙 長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター  
センター長 奥 村 寛

丙 財団法人放射線影響研究所  
理 事 長 重 松 逸 造